

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」は、昨年10月、批准国が50か国に達し、令和3年1月22日に発効されました。

核兵器禁止条約の発効は、原爆被害の実相を語り続け、弛むことなく「核兵器の非人道性」、「核兵器廃絶」を訴え続けてきた被爆者やご遺族の皆様、ICANなど世界各国の方々のご尽力が、全世界のうねりとなって結実したものです。

北谷町民は、平和に生きる権利を真に自らのものとするため、永久に核を拒否し、核廃絶と平和のために全力を尽くす「非核平和都市宣言」を、昭和60年3月11日におこない、翌年8月15日に北谷町非核宣言の塔を建立した。

広島と長崎が核兵器による筆舌に尽くしがたい被害を受けて75年余り、日本は唯一の戦争被爆国で、核兵器廃絶の問題でも最も積極的な役割を果たすべき立場にあり、国際社会からもその働きが求められているにもかかわらず、日本政府が米国など核保有国とともに核兵器禁止条約に署名、批准しないことは、被爆者をはじめ核兵器廃絶を求める多くの国民の願いに反するものです。

核兵器禁止条約は、核兵器の違法性、非人道性を明確に示しており、「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にしめした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、本議会は、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器のない世界と恒久平和の実現を願う世界の人々と連携し、核兵器禁止・廃絶に向け、核兵器禁止条約に速やかに署名、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣